

事務総局会議（第15回）議事録

日時	令和元年6月4日（火）午前10時00分～午前10時30分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、澤村家庭局第一課長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、横山総務局第二課長
議事	<p>1 令和元年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せの開催について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>3 管財人等協議会の開催について 門田民事局長説明（資料第3）</p>
結果	◎ 了承 1, 2, 3
	秘書課長 徳岡 治

事務総局会議資料第1
(6月4日開催)

令和元年度外国出張計画

出張

- | | |
|--|-------------|
| 1 最高裁判所判事国際会議出席等 | 合計5人 |
| (1) 香港 | 最高裁長官1人 |
| (2) 英国、フランス | 最高裁判事1人 |
| (3) (1)の随行 | 裁判官1人、一般職1人 |
| (4) (2)の随行 | 裁判官1人 |
| 2 国際会議 | 合計6人 |
| (1) 国際司法研修協会 (I O J T) 第9回大会 (南アフリカ共和国、約10日間) 【司法研修所】 | 裁判官1人 |
| (2) 連邦巡回区法曹協会主催のグローバル・シリーズ (米国、約5日間) 【行政局】 | 裁判官1人 |
| (3) 大韓民国特許法院主催の国際知的財産裁判所会議 (大韓民国、約5日間) 【行政局】 | 裁判官2人 |
| (4) 世界知的所有権機関 (W I P O) 主催の知財事件担当判事フォーラム (イスラエル、約5日間) 【行政局】 | 裁判官1人 |
| (5) 国際家族法学会 (I S F L) 主催の児童の権利及び利益に関する国際会議 (イスラエル国、約5日間) 【家庭局】 | 裁判官1人 |

(令和元. 6. 4 民三印)

民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和元年11月28日(木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項
 - (1) 民事執行事件関係
 - ア 不動産執行事件の審理期間の短縮化の方策
 - イ 国内の子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行の実務の運用の在り方
 - ウ 改正法及び改正規則を前提とした実務上の留意点等
 - (2) 倒産事件関係
 - ア 破産事件処理における事務の合理化に向けた方策
 - イ 再生事件処理における事務の合理化に向けた方策
- 5 出席者
 - (1) 東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌及び高松の各地方裁判所において、民事執行事件及び倒産事件を担当する本庁の裁判官1人（民事執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2人とすることもできる。）
 - (2) (1)の各地方裁判所の民事首席書記官又は民事次席書記官のいずれか1人
 - (3) (1)の各地方裁判所の総括執行官1人（ただし、4の(1)のみ）

6 日程

月日(曜日)	時間	10:00~12:00	12:00~13:00	13:00~17:00	協議終了後
11月28日(木)	民事局長 あいさつ 協議 (倒産事件関係)	民事局長 あいさつ 協議 (民事執行事件 関係)	昼 食 休 憩	協 議 (民事執行事件 関係)	懇 談 会

(令和元年. 6. 4 民三印)

管財人等協議会の開催について

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 | 期日 | 令和元年9月から令和2年3月までの間の1日 |
| 3 | 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 | 協議事項 | 倒産事件の管財事務等の処理に関し考慮すべき事項 |
| 5 | 協議員 | 破産事件の破産管財人, 民事再生事件の監督委員, 管財人及び個人
再生委員並びに会社更生事件の管財人等の各候補者 |
| | | 各地方裁判所の定める人数 |
| 6 | 参列員 | 各地方裁判所の倒産事件担当の裁判官及び裁判所書記官 |
| | | 各地方裁判所の定める人数 |

事務総局会議（第16回）議事録

日時	令和元年6月11日（火）午前10時00分～午前11時00分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、澤村家庭局第一課長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 裁判の迅速化に係る検証結果の第8回公表について 石井審議官説明（資料第1）</p> <p>2 裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況について 村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 調停委員協議会の開催について 門田民事局長及び澤村家庭局第一課長説明（資料第3）</p> <p>4 調停運営協議会の開催について 門田民事局長及び澤村家庭局第一課長説明（資料第4）</p> <p>5 知的財産権訴訟研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第5）</p> <p>6 民事規則制定諮問委員会に対する特許法による査証の手続等に関する規則の制定の諮問について 門田行政局長説明（資料第6）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 6</p> <p>◎ 了承 2, 3, 4, 5</p>
秘書課長 徳岡 治	

事務総局会議資料第1
(6月11日開催)

(令和元. 6. 11 審議官室)

裁判の迅速化に係る検証結果の第8回公表について

(配布資料目録)

【資料1】 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）

【資料2】 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会委員名簿

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1 不服の総処理件数

120件

2 長官決裁による処理

0件

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 120件

(2) 処理結果

監督権不行使 120件

(3) 概要：別添のとおり

(局課別内訳)

総務局2件、民事局38件、刑事局26件、行政局38件、家庭局16件

(態様内訳)

裁判事務関係 91件、司法行政事務関係 29件

(4) 特徴的態様

態様の内訳としては、裁判事務関係の不服が全体の約76パーセントを占める。また申出人の類型としては、判断、判決への不服、訴訟進行、職員の対応への不服等事件当事者からのものが約93パーセントを占める。

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
1 総務局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.4.20	局長等専決	監督権不行使	
2 総務局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.9.7	局長等専決	監督権不行使	
3 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.5.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は最高裁長官
4 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.5.7	局長等専決	監督権不行使	
5 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.5.7	局長等専決	監督権不行使	対象職員は事務官(総務課職員)及び書記官
6 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.6.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
7 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.6.5	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
8 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.6.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官、書記官
9 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.7.2	局長等専決	監督権不行使	対象職員は執行官及び裁判官
10 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.7.10	局長等専決	監督権不行使	
11 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官1名及び書記官2名
12 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官2名 [REDACTED]
13 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官1名 [REDACTED]
14 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官2名 [REDACTED]

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
15 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は執行官1名 [REDACTED]
16 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官2名 [REDACTED]
17 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.7.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官1名 [REDACTED]
18 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.8.24	局長等専決	監督権不行使	
19 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.8.24	局長等専決	監督権不行使	
20 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.8.24	局長等専決	監督権不行使	
21 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.8.29	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
22 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.9.28	局長等専決	監督権不行使	
23 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.10.25	局長等専決	監督権不行使	対象職員は執行官
24 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.10.26	局長等専決	監督権不行使	
25 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.10.26	局長等専決	監督権不行使	
26 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.11.27	局長等専決	監督権不行使	
27 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.12.4	局長等専決	監督権不行使	
28 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H30.12.13	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
29 民事局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.12.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は高裁長官
30 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H31.2.8	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
31 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.2.16	局長等専決	監督権不行使	
32 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H31.2.16	局長等専決	監督権不行使	
33 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H31.2.16	局長等専決	監督権不行使	
34 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.2.16	局長等専決	監督権不行使	
35 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.2.16	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
36 民事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.2.22	局長等専決	監督権不行使	
37 民事局	その他	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.3.16	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
38 民事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.3.26	局長等専決	監督権不行使	
39 民事局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H31.3.29	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
40 民事局	当事者	司法行政事務	書記官	[REDACTED]	H31.3.29	局長等専決	監督権不行使	
41 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.4.18	局長等専決	監督権不行使	
42 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.4.24	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
43 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.4.25	局長等専決	監督権不行使	
44 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H30.5.7	局長等専決	監督権不行使	
45 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.5.23	局長等専決	監督権不行使	
46 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.6.11	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
47 刑事局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.8.10	局長等専決	監督権不行使	対象職員は検審職員
48 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.8.29	局長等専決	監督権不行使	
49 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.9.5	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
50 刑事局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.10.10	局長等専決	監督権不行使	
51 刑事局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.10.19	局長等専決	監督権不行使	対象職員は検審職員 [REDACTED]
52 刑事局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.10.19	局長等専決	監督権不行使	対象職員は検審職員 [REDACTED]
53 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.10.26	局長等専決	監督権不行使	
54 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.11.14	局長等専決	監督権不行使	
55 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.7	局長等専決	監督権不行使	
56 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.19	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
57 刑事局	その他	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.12.21	局長等専決	監督権不行使	対象職員は検審職員
58 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.11	局長等専決	監督権不行使	
59 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H31.1.15	局長等専決	監督権不行使	
60 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.2.1	局長等専決	監督権不行使	
61 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.2.7	局長等専決	監督権不行使	
62 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H31.2.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
63 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H31.2.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
64 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.3.1	局長等専決	監督権不行使	対象職員は書記官も含む
65 刑事局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H31.3.19	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
66 刑事局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.3.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
67 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.5.25	局長等専決	監督権不行使	
68 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.5.28	局長等専決	監督権不行使	
69 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.6.13	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
70 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.6.13	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
71 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.12.13	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官 [REDACTED]
72 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.8.9	局長等専決	監督権不行使	
73 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.9.6	局長等専決	監督権不行使	
74 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.9.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
75 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.9.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
76 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.9.6	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
77 行政局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H30.9.27	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
78 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.10.9	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
79 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.10.9	局長等専決	監督権不行使	
80 行政局	当事者	裁判事務	その他	[REDACTED]	H30.10.15	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官
81 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.11.19	局長等専決	監督権不行使	
82 行政局	当事者	裁判事務	事務官	[REDACTED]	H30.11.19	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
83 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.11.29	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
84 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.4	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
85 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.4	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
86 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.4	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
87 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.1.17	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
88 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.1.17	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
89 行政局	当事者	司法行政事務	事務官	[REDACTED]	H31.1.17	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
90 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.22	局長等専決	監督権不行使	
91 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.22	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
92 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.1.22	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
93 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.26	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
94 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.26	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
95 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.1.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
96 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.25	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
97 行政局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.28	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
98 行政局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H31.1.29	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
99 行政局	当事者	裁判事務	書記官		H31.1.29	局長等専決	監督権不行使	
100 行政局	当事者	裁判事務	書記官		H31.1.29	局長等専決	監督権不行使	
101 行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H31.1.28	局長等専決	監督権不行使	
102 行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H31.1.28	局長等専決	監督権不行使	
103 行政局	当事者	裁判事務	書記官		H31.1.29	局長等専決	監督権不行使	
104 行政局	当事者	裁判事務	書記官		H31.2.25	局長等専決	監督権不行使	
105 家庭局	当事者	裁判事務	書記官		H30.7.24	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
106 家庭局	当事者	裁判事務	書記官	[REDACTED]	H30.8.15	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
107 家庭局	弁護士	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.9.5	局長等専決	監督権不行使	
108 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.9.20	局長等専決	監督権不行使	
109 家庭局	当事者	司法行政事務	裁判官	[REDACTED]	H30.10.9	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び家裁調査官ら
110 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.10.4	局長等専決	監督権不行使	
111 家庭局	当事者	司法行政事務	その他	[REDACTED]	H30.10.23	局長等専決	監督権不行使	
112 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.10.30	局長等専決	監督権不行使	

担当局課	申出人类型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
113 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.10.30	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
114 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.11.5	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
115 家庭局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.10	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
116 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H30.12.27	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
117 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.7	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
118 家庭局	その他	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.1.22	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]
119 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.2.20	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び調停委員

担当局課	申出人種類	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備考
120 家庭局	当事者	裁判事務	裁判官	[REDACTED]	H31.3.7	局長等専決	監督権不行使	[REDACTED]

事務総局会議資料 第3
(6 月 11 日開催)

(令和元. 6. 11 民二印)

調停委員協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和元年 10 月 24 日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 民事

充実した調停運営を実現するための調停委員の技能向上のため
の課題と方策

- (2) 家事

事情聴取の在り方及びその実施に当たって調停委員が果たすべき役割～面会交流調停事件を題材として～

- 5 協議員 (1) 各高等裁判所本庁の所在地にあっては、各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 1 人ずつ
- (2) (1)以外の地にあっては、各地方裁判所若しくは管内の簡易裁判所の民事調停委員又は各家庭裁判所の家事調停委員いずれか 1 人

合計 58 人

事務総局会議資料 第4
(6月11日開催)

(令和元. 6. 11 家二印)

調停運営協議会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 令和元年10月から11月までの間の1日
- 3 場所 各高等裁判所所在地
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員
若干人
- 6 参列員 (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長、開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官各1人
なお、各庁の実情に応じて、家庭裁判所調査官を参列させることも差し支えない。
(2) 日本調停協会連合会の理事長、副理事長（当該高等裁判所管内から選任された者）及び事務局長

事務総局会議資料 第5
(6 月 11 日開催)

知的財産権訴訟研究会開催要領

- 1 主 催 知的財産高等裁判所
- 2 期 日 令和元年 11 月 20 日 (水) の午後 (半日)
- 3 場 所 知的財産高等裁判所
- 4 研究事項 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題
- 5 出 席 者 知的財産高等裁判所の各部の部総括裁判官及び陪席裁判官 1 人並
びに大阪高等裁判所、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的
財産権関係事件を担当する各部の部総括裁判官及び陪席裁判官 1
人 (知的財産高等裁判所は 8 人、大阪高等裁判所は 2 人、東京地
方裁判所は 8 人、大阪地方裁判所は 4 人) 合計 22 人

事務総局会議資料第6
(6月11日開催)

(令和元年. 6. 11行一印)

民事規則制定諮問委員会に対する特許法による査証の手続等に関する規則の制定
の諮問について

<配布資料目録>

民事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

配布資料

(令和元年. 6. 11 行一印)

民事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

特許法等の一部を改正する法律の制定に伴う特許法による査証の手続等に関する
規則の制定について

事務総局会議（第17回）議事録

日時	令和元年6月25日（火）午前10時00分～午後零時02分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 事務総局等が発出した通達等について 徳岡秘書課長説明</p> <p>2 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>3 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則について 門田民事局長説明（資料第2）</p> <p>4 檢察審査会事務局長研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第3）</p> <p>5 令和元年度簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第4）</p> <p>6 労働審判員研究会の開催について 門田行政局長説明（資料第5）</p> <p>7 家事事件手続規則の一部を改正する規則について 手嶋家庭局長説明（資料第6）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 7</p> <p>◎ 了承 4, 5, 6</p>
記入欄	秘書課長 徳岡 

事務総局会議資料 第1
(6 月 25 日開催)

裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務
の取扱要綱等に基づく事務の実施状況について

1 開示申出等に関する事務の実施状況について

(期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(1) 司法行政文書開示

申出件数 最高裁 849 件 下級裁 960 件

終局件数 最高裁 747 件 下級裁 502 件

全部又は一部開示の判断 最高裁 517 件 下級裁 296 件

全部不開示の判断 最高裁 202 件 下級裁 198 件

取下げ 最高裁 28 件 下級裁 8 件

(2) 保有個人情報開示

申出件数 最高裁 16 件 下級裁 61 件

終局件数 最高裁 20 件 下級裁 55 件

全部又は一部開示の判断 最高裁 11 件 下級裁 31 件

全部不開示の判断 最高裁 9 件 下級裁 21 件

取下げ 下級裁 3 件

2 苦情申出に関する事務の実施状況について

(期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(1) 苦情申出件数 162 件 (原判断庁 最高裁 124 件, 下級裁 38 件 (保有
個2件含む))

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢した件数 139 件

(3) 答申件数 113 件

配 布 目 錄

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則案

〈資料目録〉

- 1 民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

理由

最近における経済事情の変動に鑑み、証人等の日当の最高額を引き上げる必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、
 民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、
 又はその例による場合を含む。）の規定による審
 尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所か
 ら期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者につい
 ては一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人及び

旧

(証人等の日当の額)

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、
 民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、
 又はその例による場合を含む。）の規定による審
 尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所か
 ら期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者につい
 ては一日当たり八千円以内、鑑定人、通訳人及び

及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百五十円以内とする。

同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百円以内とする。

第二条関係——刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）

新

（証人等の日当の額）

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千六百五十円以内とする。

旧

（証人等の日当の額）

第三条 法第四条第二項の日当の額は、証人については一日当たり八千円以内、鑑定人、通訳人又は翻訳人については一日当たり七千六百円以内とする。

第三条関係——人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）

新

第三条（略）

2 日当の額は、一日当たり七千六百五十円以内において、裁判所が定める。

旧

第三条（略）

2 日当の額は、一日当たり七千六百円以内において、裁判所が定める。

第四条関係——司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）

新

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万三百五十円以内に

おいて、裁判所が定める。

旧

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万三百円以内におい

て、裁判所が定める。

第五条関係—参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）

新

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万三百五十円以内において、裁判所が定める。

旧

第六条（略）

2 日当の額は、一日当たり一万三百円以内において、裁判所が定める。

第六条関係—鑑定委員規則（昭和四十二年最高裁判所規則第四号）

新

(日当の支給基準及び額)

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり六千六十円以内におい

旧

(日当の支給基準及び額)

第七条（略）

2 日当の額は、一日当たり六千五十円以内におい

て、裁判所が定める。

第七条関係—執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千四百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 (略)

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、七千六百五十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

旧

（立会人の日当等）

第三十八条 立会人の日当（法第十条第一項第三号）は、五千三百九十円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2 (略)

（評価人の日当等）

第四十条 前条第一号の日当は、七千六百円以内とし、執行官が状況により額を定めて支給する。

2
3
4

(器)

2
3
4

(略)

第八条関係——裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）

新

（裁判員等の日当・法第十一條等）

第七条（略）

旧

（裁判員等の日当・法第十一條等）

第七条（略）

2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については
一日当たり一万五十円以内において、裁判員等選任手
任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候
員候補者については一日当たり八千五十円以内に
おいて、それぞれ裁判所が定める。

2 日当の額は、裁判員及び補充裁判員については
一日当たり一万円以内において、裁判員等選任手
任手続の期日に出頭した選任予定裁判員及び裁判員候
員候補者については一日当たり八千円以内において、
それぞれ裁判所が定める。

検察審査会事務局長研究会の開催について

- 1 主催 次による共催
 - (1) 東京, 札幌各高等裁判所
 - (2) 大阪, 福岡, 高松各高等裁判所
 - (3) 名古屋, 広島, 仙台各高等裁判所
- 2 期日 令和元年10月1日から10月31日までの間の1日
- 3 開催場所 1の(1)については、東京高等裁判所
1の(2)については、大阪高等裁判所
1の(3)については、名古屋高等裁判所
- 4 研究事項 (1) 事件の審査や審査会議運営のための補助事務に関し考慮すべき事項
(2) 検察審査会行政事務に関し考慮すべき事項
- 5 研究員 地方裁判所本庁所在地にある検察審査会（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあっては第一検察審査会）の検察審査会事務局長とする。
- 6 司会者 開催場所の所在地にある第一検察審査会の検察審査会事務局長
(なお、他の高裁所在地にある検察審査会の検察審査会事務局長と適宜分担して行うことは差し支えない。)

(令和元. 6. 25 刑二印)

簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会の開催について

- 1 期 日 令和元年11月から12月中の半日
- 2 開 催 形 態 次の各高等裁判所ブロックによる連合開催
 - ①東京・札幌, ②大阪・高松, ③名古屋・仙台, ④福岡・広島
- 3 開 催 場 所 ①東京, ②大阪, ③名古屋, ④福岡の各高等裁判所
- 4 協 議 事 項
 - (1) 勾留・保釈の運用に關し考慮すべき事項
 - (2) 適正な令状事務の確保のために考慮すべき事項
 - (3) 刑事公判事件の処理に關し考慮すべき事項
- 5 司 会 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官）1人
- 6 協 議 員 次の(1)ないし(3)の刑事事件担当の簡易裁判所判事
なお、これらの協議員に加え、各府の実情に応じて、若干名の協議員を選定して差し支えない。
 - (1) 東京、大阪、名古屋、福岡の各地裁管内 5人（うち少なくとも3人は、原則として本府併置簡裁の裁判官とする。）
 - (2) 横浜、さいたま、千葉、神戸、札幌の各地裁管内 3人（うち少なくとも2人は、原則として本府併置簡裁の裁判官とする。）
 - (3) 上記以外の各地裁管内 2人（うち少なくとも1人は、原則として本府併置簡裁の裁判官とする。）

ただし、簡易裁判所判事の人数が10人未満の地裁管内については、2人の出席が困難である場合は、1人も可とする。
- 7 オブザーバー 開催地の地方裁判所の刑事担当裁判官（部総括裁判官又はそれに準ずる裁判官） 1人

事務総局会議資料 第5
(6月25日開催)

(令和元. 6. 25 行一印)

労働審判員研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として令和元年9月から同年12月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研究事項 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する労働審判員

事務総局会議資料 第6
(6月25日開催)

(令和元. 6. 25家二印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 家事事件手続規則の一部を改正する規則案
- 2 家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定理由について
- 3 家事事件手続規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

理由

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、
遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立書の添付書類に関する規定の整備をする必要がある。
これが、この規則を制定する理由である。

家事事件手続規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）

新

旧

（遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立書の添付書類・法第二百四十三条）

第一百一十三条 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判の申立書には、次の各号に掲げる場合

に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係

る法律（平成二十年法律第三十三号）第四条第一項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては

る合意の内容が明らかにされたものに限る。）を添付しなければならない。

同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意）についての申立てに係るものである場合 同法第七条第一項の確認をしたことを証明する経済産業大臣の作成した書面（当該確認に係る合意の内容が明らかにされたものに限る。）

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第四条第三項の規定による合意（同法第五条又は第六条第二項の規定による合意をした場合にあつては、同法第四条第三項及び第五条

又は第六条第一項の規定による合意)について
の申立てに係るものである場合 同法第七条第
二項の確認をしたことを証明する経済産業大臣
の作成した書面(当該確認に係る合意の内容が
明らかにされたものに限る。)